

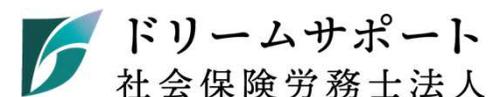
東京社会保険協会WEBセミナー

社会保険の基礎知識

2. 社会保険の適用 ～対象となる人と事業所の要件～

2025年6月

ドリームサポート社会保険労務士法人



社会保険の適用・加入要件

適用対象者～「だれ」が対象者となるのか？～

	労災保険	雇用保険	健康保険・厚生年金
法人の代表者	×	×	○
法人の役員	×	×	○
個人事業主	×	×	×
従業員 フルタイムの方	○	○	○
週30時間以上	○	○	○
週20時間以上	○	○	△
週20時間未満	○	×	×

適用対象者～「だれ」が対象者となるのか？～

労災保険

- 労働基準法上の労働者に該当する人すべて。

雇用保険

- 31日以上引き続き雇用されることが見込まれること。
- 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。

健康保険・厚生年金保険

- 適用事業所に常時使用される者。
- 1週間の所定労働時間及び1ヵ月の所定労働日数が正社員の3 / 4 以上であること。

対象となる？ ならない？

労災保険

法人の役員

原則として対象にならない。

ただし、業務執行権がなく、事実上労働者として従事し、その対償として賃金を受ける場合には、対象になる。

派遣労働者

派遣元（派遣会社）にて対象になる。

労働基準法が適用されない同居の親族など

「労働者」として取り扱われないので対象にならない。

対象となる？ ならない？

雇用保険

継続して31日以上雇用が見込まれない者
対象にならない。

昼間学生のアルバイト
対象にならない。

法人の役員

兼務役員で支店長など従業員としての身分があつて労働者的な実態が強い場合は対象になる。

2か所以上で雇用される者

主たる賃金を受ける会社で対象となる。※マルチジョブホルダー制度

対象となる？ ならない？

健康保険・厚生年金保険

法人の代表者・役員

法人から労務の対償として報酬を受けている者は対象になる。

現在学生で、就職予定の会社にて就職前に実習を受けている人

対象になる。

働いていて、すでに年金も貰っている人

対象になる（年金は支給調整される）。

年金受給期間に届かないので加入したくない人

強制加入なので、対象になる。

適用事業所とは

- 健康保険・厚生年金の適用対象となる事業所のことを**適用事業所**という。
- 適用事業所で働く従業員は、要件に当てはまれば強制的に被保険者になる。

		適用業種	非適用業種
法人事業所		強制適用	強制適用
個人事業所	5人以上		非該当
	5人未満		

法人格があれば、業種に関わらず1名から強制加入

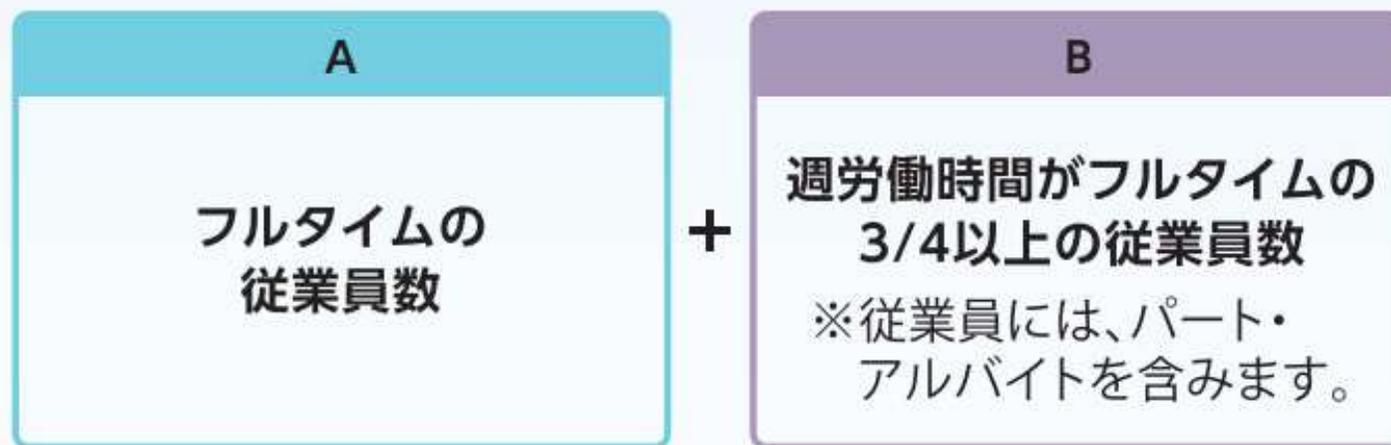
①農林水産業
②サービス業の一部（宿泊業、飲食サービス業等）
③宗教業 など

法改正:社会保険の適用拡大

要件	改正2022年10月より	改正2024年10月より
企業規模	常用 100人超	常用 50人超
労働時間	週の所定労働時間が20時間以上	
賃金	月額88,000円以上	
雇用期間	継続して2か月を超えて使用される見込み	
適用除外	学生ではないこと（夜間学生を除く）	

従業員数のカウント方法

従業員数は以下のA+Bの合計「現在の厚生年金保険の適用対象者」



出典：社会保険適用拡大ガイドブック

- 週労働時間及び月労働日数がフルタイムの3/4以上の従業員数
 - 原則として、従業員数の基準を常時(※)上回る場合には、適用対象となる。
- ※自主的に判断し、速やかに届出が必要。なお、直近12ヶ月のうち6ヶ月で基準を上回ると、日本年金機構において適用となる。

社内準備 4 ステップ

STEP1

対象者の把握

- 契約上、新たに加入要件を満たす者をリスト化
- 契約上は満たさないが、恒常的にシフトに入っている者をリスト化
- 会社の対応方針を決定：
周知方法・意向確認方法・
会社が提供する選択肢

STEP2

社内周知

- 制度改正をアナウンス
- 厚生労働省のツールも活用
<https://www.mhlw.go.jp/tekiyoukakudai/>



チラシ・動画・ガイドブック等

STEP3

対象者との対話

- 説明会の開催
- 対象者への意向確認アンケート
- 個別相談窓口の設置
- 他社での就労の有無も確認

STEP4

書類作成届出

- 特定適用事業所該当届
- 被保険者資格取得届
- 2以上事業所勤務届